

(案)

## 沖縄県立芸術大学当蔵第2キャンパス受電設備真空遮断器等各資材取替工事仕様書

### 1 件名

沖縄県立芸術大学当蔵第2キャンパス受電設備真空遮断器等各資材取替工事仕様書

### 2 目的

沖縄県立芸術大学内で現在使用中である真空遮断器等各資材の取替を目的とする。

### 3 実施場所

沖縄県立芸術大学当蔵第2キャンパス 受電設備

沖縄県那覇市首里当蔵町2丁目4番1

### 4 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 5 作業・修繕内容

(1) 当蔵第2キャンパスの下記資材取替および関連作業とする。

真空遮断器等各資材取替

真空遮断器 VCB 600A 12.5KA 1台

過電流継電器 OCR 電流引き外し 1台

高圧真空コンタクタ VCS 7.2KV 200A 4台

高圧眼流ヒューズ 7.2KV G30A 15本

高圧負荷開閉器 本体 200A 6台

高圧眼流ヒューズ 7.2KV G40A 10 本

高圧眼流ヒューズ 7.2KV G30A 12 本

コンデンサー盤 低圧制御用電磁接触器 3a3b 28 台

変圧器用高圧絶縁油取替（変圧器 2 台分） 1000 ℓ

停電取替作業 1 式

耐圧試験費 1 式

搬入搬出作業 1 式

撤去機器等処分費（油類含む） 1 式

（２）停電操作及び復電操作を行い、必要な動作試験を行う。

（３）作業日は本所施設責任者及び電気主任技術者と打ち合わせのうえ調整する。

（４）その他

契約成立後、速やかに次の事項を含む施工計画書を作成し提出すること。

（工事概要、工事工程表、現場 組織表、緊急時の体制及び対応、その他必要事項）

## 6 安全対策

本契約の実施にあたっては、労働基準法及び労働安全衛生法、その他関係諸法令を尊重し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する十分な対策を行い、安全責任者を定めてこれを管理することとする。また、第三者に危害及び迷惑を及ぼさないよう万全の措置をとるものとする。

## 7 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

（１） 保険会社との間に公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長を被保険者とする履行保証

保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## 8 提出書類等

受託者は、当該修繕の着手及び完了後は、次の書類を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人(主任技術者)届
- (3) 修繕実施計画書(計画工程表、実施要領(作業手順書)、緊急連絡体制表)
- (4) 完了通知書
- (5) 業務報告書(写真、試験成績表含む)

## 9 竣工検査

作業完成後は発注者の検査を受け合格しなければならない。

## 10 検収

前項の検査に合格したうえ、総合的な作動試験等を行い、機能的にも良好であることを確認して検収とする。

## 11 障害支援体制

- (1) 障害時において復旧の対応が可能なこと
- (2) 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日8時30分～17時00分について問い合わせ

せ受付可能であること。ただし、作業日が平日以外の場合は当該作業日及び作業時間について問い合わせ受付可能であること。

## 12 搬入設置条件

- (1) 資材の搬入、調整については発注者と調整を行い、そのスケジュールに従い完了すること。
- (2) 資材の搬入、調整に際してはこれに必要な養生を行い、建物等破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 当該修繕の施工に必要な材料等については修繕業者の負担により行うこと。ただし、作業に必要な軽微な光熱水は発注者の負担としてもよい。  
  
また、電気工具使用時は、漏電遮断機付きコンセント等を使用し、漏電事故等の発生を防止すること。
- (4) 作業にあたり既存の設備などで不要になるものについては、納入者の負担で撤去、廃棄を行うこと。

## 13 保守点検体制

検収後1年以内に発生した不具合は無償で保証すること。

## 14 一括再委託の禁止等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書で指定した契約の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又

は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

(4) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を得なければならない。